

監査報告書

平成27年 5月 21日

社会福祉法人 村山苑
理事長 品川 卓正 殿

監事

長田 皓子

印

監事

岡部 雅人

印

監査報告書の提出について

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人村山苑定款第13条並びに経理
規程第62条に基づき、別紙の通り監査報告書を提出いたします。

以上

監査報告書

私たち監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人村山苑の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各施設及び法人における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。


さらに、村山荘、ハトホーム、さつき荘における、利用者預かり金残高と通帳その他の証憑突合及び利用者預かり金の期末残高について、残高証明書との突合を行いました。

2. 監査の結果

- (1)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3)重要な会計方針は記載のとおりであると認めます。
- (4)事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (5)理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6)利用者預かり金に関する不正な行為又は法令に違反するような事実は認められません。

平成27年5月27日

社会福祉法人 村山苑

監事 長田 晴子 

監事 岡部 雅人 